

「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の 促進等に関する法律案」に対する意見と提言

NPO 法人 日本有機農業研究会 2022年2月12日

1 「環境への負荷の低減と生産性の向上の両立に資する技術の研究開発等」、「環境負荷低減事業活動」等においては、ゲノム編集を含む「遺伝子操作技術」を禁止すること。

ゲノム編集を含む「遺伝子操作技術」を応用した食品は、自然の摂理に反し、環境と調和するものではない。有機農業はそれを禁止する定義を堅持すると共に、有機農業以外の「環境調和型農業」やその研究開発等においても、これを禁止技術とすべきである。

認定事業者で、「病虫害抵抗性品種等、環境への負荷の低減を図るための取組に適した新品種の出願料・登録料の減免」するとの措置には、ゲノム編集を含む「遺伝子操作技術」を応用した品種等を含まないことを明瞭にすべきである。

2 「環境への負荷の低減と生産性の向上の両立に資する技術の研究開発等」、「環境負荷低減事業活動」等においては、有機農家と連携した NPO 事業者による①有機種苗の生産・供給活動、②有機農業に向く在来品種等を保存・継承・普及する活動、③気候変動に強い有機種苗品種の研究開発・普及活動を加えることが必要である。

3 「環境への負荷の低減と生産性の向上の両立に資する技術の研究開発等」、「環境負荷低減事業活動」等においては、有機農業への転換による担い手、次世代の有機農業担い手及び有機農業の指導者育成のために、有機農家と連携した NPO 事業者による研修・講師派遣、研修施設・研修農場等の研修・指導者養成等の事業活動を加えることが必要である。

4 有機農業の普及拡大に資する本格的な農学研究、調査研究及び教育を、①大学・大学院、②各地の農業大学校、③各地の農林環境専門職大学、④農研機構、地方自治体農業研究所等で取り組むことを積極的に支援することが必要である。これらを通して、有機農業の指導者、及び次世代の有機農業担い手を育成することが必要である。

5 3・4の一環として、市民・農家等に公開する有機農場規模の「有機農業公園」や有機農業実践農場・体験農場などの整備・運営を、①地方自治体、②農家・市民等の団体、③農協、生協など協同組合、④NPO 等の民間の研究所等が取り組むことを積極的に支援すること。本会が実施してきた「有機農業公園」事例はそうした有機農業の担い手及び次世代の有機農業担い手を育成することに有効であると同時に市民消費者の有機農業理解増進にも実績があり、広く普及推進すべきである。

6 「環境への負荷の低減と生産性の向上の両立に資する技術の研究開発等」、「環境負荷低減事業活動」等において、小規模・家族的農業への支援に資するものであることに十分配

慮すること。過剰な大規模装置、施設、農機等は、環境との調和を損なう工業的農業に変質したり、持続的な経営を圧迫するおそれがある。

7 農家の自給、及び地域自給を基礎に、森・川・里・海の流域自給に配慮した小規模・家族的規模の農林魚家の振興を図ることが、食料自給度の向上、食料への主権の保障につながる。

「環境負荷低減事業活動」等においては、地産地消などフードマイレージに配慮した事業を加えること。また、子どもに地域で穫れる新鮮で栄養価に優れた有機食材を持続的に供給する「学校給食の無償化・有機化」は喫緊の課題である。学校給食を含む地域の保育園、福祉施設、病院等の施設、公的機関の食堂等での「公共調達」を含めるべきである。

8 化学合成農薬の削減、化学肥料の削減は、有機農業への速やかな「転換」により拡大していくべきである。

ネオニコチノイド系農薬は、「予防原則」の考えをとり、即刻、禁止すべきである。

代替農薬として、RNA 農薬は研究開発、使用を禁止すべきである。

9 家畜排泄物の使用拡大の前に、大規模畜産飼養のあり方を見直し、畜産におけるアニマル・ウェルフェア、及び飼料から抗菌性薬剤を含む薬剤・飼料添加物を大幅に削減・禁止すること。併せて、有機飼料の国内生産拡大へ向けた支援を行うべきである。

以上、よろしくおねがいたします。

NPO 日本有機農業研究会

〒160-0812 東京都新宿区西五軒町 4-10-502

電話 03-6265-0148 Fax 03-6265-0149

<https://www.1971joaa.org> Email : info@1971joaa.org